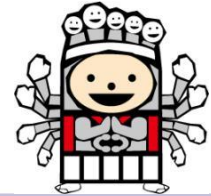


高鍋町景観計画



宮崎県 高鍋町

平成25年10月

はじめに



第1回 高鍋町景観絵画コンクール 入賞作品

わがまち高鍋町は、県の中央部に位置し、海や山に囲まれた美しい自然あふれる町で、古くから「歴史と文教の町」としての伝統のある町です。

これら高鍋町の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全することや、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、住民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、住む人、訪れる人の共感を呼び、本町の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化など、景観まちづくりへの展開にもつながります。

そのため、高鍋町は平成 22 年 1 月 1 日に、景観法に基づく景観行政団体に移行し、豊かな自然と伝統文化を活かした魅力的な景観づくりについて取り組む意思を表明したところです。

現在、人々の価値観は量的充実から質的向上へと変化しており、心に潤いを与えるまちなみ景観や自然景観への関心が高まってきています。

しかしながら一方では、経済的効率性を追求したまちづくりにより、景観に配慮されない建物や工作物等が散見され、潤いのある景観が損なわれつつあります。

これらの背景や一連の取り組みを受けて、高鍋の歴史・文化により醸成された、本町の宝ともいべき先人から受け継いだ“高鍋景観”を守り、育てていくための取り組みが必要とされています。

そのため高鍋町では、地域振興につながる景観まちづくりへの発展を見据えつつ、ノーマライゼーションの考え方やユニバーサルデザインの理念に基づく安全・快適ですべての人に優しいまちづくりと共に、本町の豊かな資源を活用した高鍋らしい景観づくりを推進するために、今後の羅針盤となる「高鍋町景観計画」を住民のみなさんとの協働により策定しました。

誰もが住みたくなり、訪れたいくなる、そんな高鍋町を住民のみなさまと一緒に創造していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第1回 高鍋町景観写真コンテスト 入賞作品

平成25年10月

高鍋町長 小澤 浩一

高鍋町景観計画 目次

序章 景観形成の考え方

第1節 景観形成の意義	1
第2節 景観計画の位置付け	2
第3節 高鍋の景観特性	3

第1章 景観計画の区域 [景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域	10
-------------	----

第2章 良好な景観の形成に関する方針 [景観法第8条第3項]

第1節 基本目標	11
第2節 景観形成の基本方針	11
第3節 景観構造別景観形成方針	17

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第2号]

第1節 届出対象行為	25
第2節 届出対象行為に係る景観形成基準	28

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 [景観法第8条第2項第3号]

第1節 景観重要建造物の指定の方針	31
第2節 景観重要樹木の指定の方針	32

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項 [景観法第8条第2項第4号]

第1節 基本的な考え方	33
第2節 景観重要公共施設の指定の方針	33
第3節 景観重要公共施設の整備に関する考え方	33
第4節 協議の要領	34

第6章 景観づくりを推進するために

第1節 推進体制	35
第2節 審査体制	36
第3節 景観計画の適用体制	36
第4節 効果的な景観形成推進にあたって	37

参考資料

1. 景観計画における色彩基準	資-1
2. 用語集	資-2

